

地域医療連携センターについて

市立病院では平成12年より、地域の皆さん、医療機関・保健機関と市立病院の三者の連携を図り、地域全体の健康を守るための連絡・調整役を担う窓口として、地域医療連携センターを開設しました。

当センターでは大きく五つの柱の業務をおこなっています。

①地域連携業務

かかりつけ医から紹介された患者さんの診察や検査の予約、当院に受診された患者さんの、かかりつけ医への結果報告や逆紹介。

※ かかりつけ医とは、あなたのことを良く知っていて、必要なときに専門の医師に紹介してくれるお医者さんのことです。急な病気の際はもちろん健康のこと医学や医療のこと、いろいろなことを気軽に相談できるかかりつけ医を持つことをお勧めします。

②退院支援業務

患者さんが治療を終えた際に、入院前と同じような生活を送ることが困難な場合があり、そのようなときに患者さんやご家族の相談に応じ、訪問看護、介護、福祉サービスの活用や、自宅に戻るのが難しい場合はリハビリ病院や介護施設への入所にむけて調整を行います。

③医療福祉相談業務

病気(特にがんや難病)や受診に関する相談、医療費や生活費などの経済的な問題に対する相談、療養生活に関する相談、福祉制度やその手続きについて、転院や施設入所の相談、セカンドオピニオンの相談。

※セカンドオピニオンとは、診断や治療方針について、主治医以外の医師の意見を聞くしくみで、診療を受けている医療機関の診断内容や治療方法に関して、別の観点から情報や意見を提供するものです。主治医との関係を保ちながら他の医師の意見を聞くことであり、「医師を替える」ことではありません。

④在宅医療支援業務

メディカルショートステイ 平成21年から在宅医療支援科を立ち上げ、「メディカルショートステイ」を開始しています。在宅では困難な検査やケアを行い、異常の早期発見につとめたり、胃瘻や気切チューブの交換などの医療処置を行うことを目的にしています。介護者の負担軽減の意味もあります。メディカルショートステイの利用に関しては、かかりつけ医や在宅医療支援科担当医にて受け入れの可否を検討しますので、かかりつけ医と相談してください。

⑤地域活動

医師会や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、病診連携の会や市民公開講座、がん撲滅の会等地域のネットワークづくり

場所は正面玄関入って左側、総合案内に併設されています。患者さんや家族の人権を尊重し、より良い生活を送れるよう、きめ細かな援助の提供を心がけています。ぜひ利用してください。